特集 逃げ遅れゼロへ！

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

テレビやラジオ、市町村等で、水害・土砂災害の防災情報が『警戒レベル○○』と表記されるようになります。

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を、５段階に整理しました。

市町村から出される《避難情報等》

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル５	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	**災害発生情報** 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）
警戒レベル４ 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	**避難勧告 避難指示（緊急）** 必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）
警戒レベル３ 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	**避難準備・高齢者等避難開始**（市町村が発令）
警戒レベル２	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	**洪水注意報 大雨注意報等**（気象庁が発表）
警戒レベル１	災害への心構えを高めましょう。	**早期注意情報**（気象庁が発表）

《防災気象情報》

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル５相当情報
氾濫発生情報
大雨特別警報　等

警戒レベル４相当情報
氾濫危険情報
土砂災害警戒情報　等

警戒レベル３相当情報
氾濫警戒情報
洪水警報　等

（国土交通省、気象庁、都道府県が発表）

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

市町村が発令する避難情報については、市町村が地域の状況を総合的に判断して発令するものです。防災気象情報等の警戒レベル相当情報が発令されたとしても、市町村では発令されないこともあります。

本町や道内であった事例を警戒レベルに当てはめてみると・・・

現在であればレベル３～４相当

2017年９月18日の暴風雨により、天野川の堤防が一部決壊寸前の状態

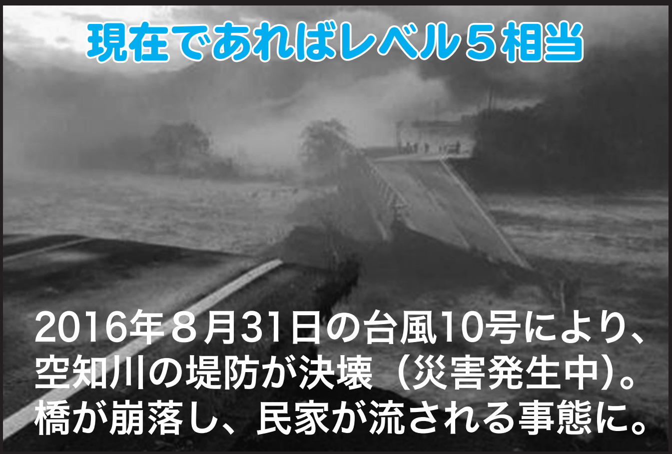

現在であればレベル５相当

2016年８月31日の台風10号により、空知川の堤防が決壊（災害発生中）。橋が崩落し、民家が流される事態に。